

Q2-5.工事事務所の意義および設立手続について教えてください。

台湾現地法人ではなく、外国企業そのものが台湾において建設工事(土木工事、建築工事、機械装置据付工事など)を請け負う場合、台湾内での役務提供場所あるいは連絡場所を営業登記しなくてはなりません。

この場合、支店あるいは工事事務所を選択することができますが、工事事務所は法人登記が不要であるため、支店に比べ簡便な手続きで設置および清算を行うことができます。

工事事務所の場合、管轄税務署に営業登記をし、統一番号および税籍番号を申請しなければなりません。

工事事務所は統一発票の発行義務を負っており、営業税の申告義務を負うほか、台湾源泉所得について、法人税の確定申告を行わなくてはなりません。

なお、支店あるいは工事事務所として営業登記せずに建設工事を請け負った場合、建設工事からの収入総額に対して法人税が源泉徴収されることとなります(所得税法第 89 条)。

工事事務所の設置の手続き概要は以下のとおりです。

項目	管轄官庁	所要時間
工事事務所営業登記申請	税務当局	1週間
必要書類等		
税務当局担当者により、提出を要求される資料は若干異なることがありますが、通常は以下のような資料が必要となります。		
①申請書、②所長への委任状(要公証および認証)、その中国語訳、③申請代理人への委任状(要公証および認証)、その中国語訳、④取締役会決議書類(要公証および認証)、その中国語訳、⑤本国における会社登記簿謄本または抄本(要認証)、その中国語訳、⑥所長の身分証明書のコピー(パスポートコピーの場合、台湾住所の記入、サインおよび捺印が必要)、⑦工事事務所の賃貸契約書のコピー、⑧家屋税の納付書のコピー、⑧工事契約書のコピー		

お願い:

「本情報の提供は、あくまでも読者への参考に供するためのものであり、実際のビジネスは読者の責任において行い、これにもとづく読者の行動や行為に起因するビジネス上の損害、損失等に対し、交流協会や資誠聯合會計師事務所(PwC台湾)は一切関与せず、また一切の責任も負わず、一切の損害賠償も負担いたしません。

なお、本情報には、台湾の所轄政府機関の解釈は入っておらず、また、常に最新の情報であるとは限りません」。